

様式第1号

重要事項説明書

記入年月日	令和7年8月1日
記入者名	鍵本 貢一
所属・職名	スーパー・コート茨木さくら通り 施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしゃすーぱー・こーと 株式会社スーパー・コート	
法人番号	9120001044281	
主たる事務所の所在地	〒 550-0005 大阪府大阪市西区西本町一丁目 7 番 7 号	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6543-2291／06-6543-9007
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	https://www.supercourt.co.jp
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 山本 晃嘉	
設立年月日	平成 7年5月19日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきゆうりょうろうじんほーむ すーぱー・こーといばらきさくらどおり 介護付有料老人ホーム スーパー・コート茨木さくら通り	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 567-0863 大阪府茨木市沢良宜東町19番36号	
主な利用交通手段	大阪モノレール『沢良宜』駅 徒歩8分	
連絡先	電話番号	072-630-4850
	FAX番号	072-630-4851
	メールアドレス	ibarakisakuradori@supercourt.co.jp
	ホームページアドレス	https://www.supercourt.co.jp
管理者（職名／氏名）	施設長 / 鍵本 貢一	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 24年3月1日	/ 平成 23年5月26日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774206227	所管している自治体名	茨木市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日 令和 7年4月1日	指定の更新日（直近）	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774206227	所管している自治体名	茨木市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日 令和 7年4月1日	指定の更新日（直近）	

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり							
	賃貸借契約の期間	平成 24年3月1日			～ 令和 24年2月28日								
	面積	1, 307. 5 m ²											
建物	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり							
	賃貸借契約の期間	平成 24年3月1日			～ 令和 24年2月28日								
	延床面積	2, 068. 9 m ² (うち有料老人ホーム部分			2, 068. 9 m ²)								
	竣工日	平成 23年12月20日			用途区分	有料老人ホーム							
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合 :										
	構造	鉄筋コンクリート造	その他の場合 :										
	階数	3 階	(地上	3 階、地階	階)								
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性												
居室の状況	総戸数	60 戸		届出又は登録(指定)をした室数			60室 ()						
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数 備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)					
	介護居室個室	○	○	×	×	×	18.00	60					
共用施設	共用トイレ	5 ケ所	うち男女別の対応が可能なトイレ				5 ケ所						
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ				5 ケ所						
	共用浴室	大浴場	1 ケ所	個室	1 ケ所								
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1 ケ所	その他	1 ケ所	その他 :							
	食堂	1 ケ所	面積 197. 3 m ²	入居者や家族が利用できる調理設備				なし					
	機能訓練室	1 ケ所	面積 m ²										
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)			1 ケ所								
	廊下	中廊下	1. 8 m	片廊下	1. 8 m								
	汚物処理室	3 ケ所											
	緊急通報装置	居室 あり	トイレ あり	浴室 あり	脱衣室 あり								
		通報先 事務室・PHS	通報先から居室までの到着予定時間 3分										
消防用設備等	その他	相談室											
	消火器	あり	自動火災報知設備 あり	火災通報設備	あり								
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定期)										
防火管理者	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2 回							

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	私たちは、常に安全で清潔、イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話をします。現地現場主義に徹して、お客様に満足していただくため、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えています。独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。	
サービスの提供内容に関する特色	ホテル業で培ったホスピタリティやホテルで利用している天然温泉を介護の現場で導入しつつ産学協同で『長寿いきいき研究所』を開設して、認知症ケア・重度医療対応の介護を学術的な見地から研究しております。より安全、正確に入居者様の生活をご提供するため、有料老人ホーム業界ではいち早くiPadで入居者様のライフ管理システムを構築しております。	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	(調理) 株式会社塩梅 (共用部清掃) 株式会社OBK
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	食事や入浴等を通じて毎日少なくとも1回の安否確認を行うとともに介護職員による定期巡回を実施	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人橘甲会
	提供方法	機会提供 (2回／年)
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)	
虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています ②虐待の防止のための指針を整備しています ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置いています 	
身体的拘束等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束は原則禁止としており、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。 ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じています。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図っています ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しています 	
非常災害対策	非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行います。	

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設 入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成します。</p> <p>②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付します。</p> <p>③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告するものとします。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 嚥下困難者のためのきざみ食、ムース食等の評価を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり マシントレーニングで適切な負荷をかけた運動を行い、身体機能の向上を目指す包括的高齢者運動トレーニング（CGT）を行います。
その他	創作活動など	あり
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 外出又は外泊しようとする時は、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出すること。 身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに管理者に届出すること。 ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけないこと。 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施しています。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし
※1 「協力医療機関連携加算（I）」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算（II）」は「協力医療機関連携加算（I）」以外に該当する場合を指す。 ※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	個別機能訓練加算	(I) あり
	夜間看護体制加算	(II) あり
	協力医療機関連携加算（※）	(I) あり
	看取り介護加算	(I) あり
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	なし
	介護職員待遇改善加算	(II) あり
	入居継続支援加算	なし
	生活機能向上連携加算	なし
	若年性認知症入居者受入加算	あり
	口腔衛生管理体制加算（※2）	なし

口腔・栄養スクリーニング加算	なし
退院・退所時連携加算	なし
退居時情報連携加算	なし
A D L 維持等加算	なし
科学的介護推進体制加算	あり
高齢者施設等感染対策向上加算	なし
新興感染症等施設療養費	なし
生産性向上推進体制加算	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合 :	
協力医療機関	名称	医療法人嘉健会 思温病院
	住所	〒557-0034 大阪市西成区松1丁目1番31号
	診療科目	内科、外科、整形外科、総合診療科、泌尿器科、救急
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保
		あり
	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
		なし
	名称	医療法人思温会 思温第二クリニック
	住所	〒532-0011 大阪市淀川区西中島7丁目1-20第1スエヒロビル4F
	診療科目	内科、訪問診療
	協力科目	同上
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保
		あり
	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
		なし
新興感染症発生時に連携する医療機関	あり	
	名称	医療法人嘉健会 思温病院
	住所	〒557-0034 大阪市西成区松1丁目1番31号
協力歯科医療機関	名称	小坂歯科
	住所	〒531-0076 大阪市北区大淀中2-7-23
	協力内容	訪問診療
		その他の場合 :

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他 その他の場合：介護に要する時間や介護の程度の変動により、施設が必要と判断したとき		
判断基準の内容		ご入居者の身体状況、精神状況を勘案して決定する		
手続の内容		身元引受兼連帯保証人へ説明し、同意を得るものとする		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	あり	変更の内容	左右反転となることがある

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	概ね65歳以上の方 日常生活で介護を必要とされる方（要支援1、2・要介護1～5の方） 利用料のお支払いが可能な方 公的な介護保険、医療保険に加入されている方 円滑に共同生活を営んでいただけないと事業主体が判断できる方 継続した入院加療、医療行為の必要な無い方 下記項目に該当しない方（ご入居者・身元引受兼連帯保証人・親族含む） ・暴言、暴力行為のある方 ・暴力団関係者の方 ・刺青のある方		
契約の解除の内容	① 入居者が死亡したとき（入居者が2名の場合は両者とも死亡したとき） ② 事業者からの契約解除条項に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき ③ 入居者からの解約条項に基づき解約をおこなったとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項 ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②管理費その他の費用の支払いを1ヶ月以上遅滞するとき ③建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき ④第6条（管理規約）、第18条（使用上の注意）、第24条（原状回復の義務）第1項、第25条（転貸、譲渡等の禁止）又は第26条（動物飼育の制限）の規定に違反したとき ⑤ご入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすとき、又は、重大な影響を及ぼすと事業主体が判断する時、但しご入居者の行動が特定の病因等に基づくものであると事業主体が指定するの医師により診断され、ご入居者が医療機関において通院・入院により治療を受けている場合等についてはこの限りではありません。		
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊2日(3食付)4,850円 最長1週間
入居定員	60人		
その他	身元引受兼連帯保証人等の条件、義務等 身元引受兼連帯保証人を1人定めていただきます。 ・利用料の支払い等についてご入居者と連帯して責任を負うものとします。 ・入居契約が解除された時にご入居者並びに所有する物品をお引き取りいただきます。		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）		常勤換算人数	兼務している職種名及び人数		
	合計					
	常勤	非常勤				
管理者	1	1	1.0			
生活相談員	1	1	1.0			
直接処遇職員	23	17	6	20.6		
介護職員	20	15	5	18.1		
看護職員	3	2	1	2.5		
機能訓練指導員	1	1	1.0			
計画作成担当者	1	1	1.0			
栄養士						
調理員						
事務員	1	1	1.0			
その他職員	8	2	6	4.4		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40 時間		

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	10	7	3	
介護福祉士実務者研修修了者	1		1	
介護職員初任者研修修了者	7	5	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師				
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
柔道整復師	1	1		
あん摩マッサージ指圧師				
はり師				
きゅう師				

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（16時00分～翌10時00分）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	3 人	2 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3:1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.7 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
	月払い方式	
利用料金の支払い方式	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし 内容： 家賃・管理費のみお支払いいただきます。	
利用料金の改定	条件	目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案します。
	手続き	運営懇談会等の意見を聴いたうえで改定するものとします。また、改定にあたっては入居者及び身元引受兼連帯保証人等へ事前に通知します。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	要介護3	
	年齢	75歳	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	
	床面積	18.00m ²	
	トイレ	あり	
	洗面	あり	
	浴室	なし	
	台所	なし	
	収納	なし	
入居時点で必要な費用			
月額費用の合計		197,080円	
家賃		83,000円	
サービス費用 介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用		
	食費	49,880円	
	管理費	64,200円	
	状況把握及び生活相談サービス費		
	電気代	居室使用分実費	
備考	○介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 ○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。		

(利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣相場による
敷金	家賃の ケ月分
	解約時の対応
前払金	
食費	食材費ならびに調理委託会社への諸経費等
管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門職員の人件費及び事務費
状況把握及び生活相談サービス費	
	居室内の電気代は別途使用量に応じた実費負担
介護保険外費用	別添2
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠	
想定居住期間（償却年月数）	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	9人
	85歳以上	48人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	1人
	要支援2	1人
	要介護1	17人
	要介護2	8人
	要介護3	19人
	要介護4	8人
	要介護5	4人
入居期間別	6か月未満	12人
	6か月以上1年未満	12人
	1年以上5年未満	17人
	5年以上10年未満	10人
	10年以上15年未満	7人
	15年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人／4人
入居者数		58人

(入居者の属性)

性別	男性	14人	女性	44人
男女比率	男性	24.1%	女性	75.9%
入居率	96.7%	平均年齢	88.8歳	平均介護度

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人數	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	10人
	死亡者	7人
	その他	3人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	13人
		(解約事由の例) 長期入院療養のため／他施設への転居のため

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		①事務室（施設1階） ②株式会社スーパー・コート ③総合相談窓口
電話番号 / FAX		①072-630-4850 ②06-6543-2291 ③0120-78-4850
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし
窓口の名称(所在市町村(保険者))		茨木市健康医療部長寿介護課
電話番号 / FAX		072-620-1637・1639 / 072-622-5950
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
窓口の名称 (国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
窓口の名称(有料老人ホーム所轄庁)		茨木市福祉部福祉指導監査課
電話番号 / FAX		072-620-1809 / 072-623-1876
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所轄庁)		
電話番号 / FAX		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待)		茨木市福祉部福祉総合相談課
電話番号 / FAX		072-655-2758 / 072-620-1720
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	三井住友海上火災保険株式会社	
	加入内容	福祉事業者総合賠償責任保険	
	その他		
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルによる対応		
事故対応及びその予防のための指針	あり	① 介護サービスの提供に係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に迅速、適切に対応するために必要な措置を講じます。 ② 介護サービスの提供に関して、市区町村からの文書類の提出・提示の求めや質問・照会・調査に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。 ③ 提供した介護サービスに係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会・都道府県・市区町村の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	令和 7年2月23日	
		結果の開示	あり	
第三者による評価の実施状況	なし	開示の方法	情報開示資料とともにファイリングし閲覧に供している	
		ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
		開示の方法		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合					
		開催頻度	年	2回			
		構成員	入居者代表・身元引受兼連帯保証人・施設関係者・民生委員等				
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	なしの場合の代替措置の内容					
		虐待防止対策検討委員会の定期的な開催					
		指針の整備					
		定期定期な研修の実施					
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	担当者の配置					
	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催					
	あり	指針の整備					
	あり	定期的な研修の実施					
	あり	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと					
業務継続計画（B C P）の策定状況等	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録		あり			
		感染症に関する業務継続計画					
		災害に関する業務継続計画					
		職員に対する周知の実施					
		定期的な研修の実施					
		定期的な訓練の実施					
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名					
個人情報の保護	利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。						
緊急時等における対応方法	利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告します。利用者に対する指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。						
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容					
茨木市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし						
合致しない事項がある場合の内容							
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	該当しない 代替措置等の内容						
不適合事項がある場合の入居者への説明							
上記項目以外で合致しない事項	なし						
合致しない事項の内容							
代替措置等の内容							
不適合事項がある場合の入居者への説明							

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	スーパー・コート 門真訪問介護事業所	門真市末広町34-29 ロイヤルハイツ三喜206
		スーパー・コート 高石訪問介護事業所	高石市高師浜4-1-22
		スーパー・コート 松原訪問介護事業所	松原市松ヶ岡1-6-11 ハイツ松ヶ岡201
		スーパー・コート 箕面小野原訪問介護事業所	箕面市西宿3-6-16 箕面Ⅱ番館1階1-D
		スーパー・コート 東大阪みと訪問介護事業所	東大阪市友井2-15-34 C101
		スーパー・コート 吹田訪問介護事業所	吹田市山手町4-14-6 山手式番館101
		スーパー・コート 豊中桃山台訪問介護事業所	豊中市寺内2-13-4-303
		スーパー・コート 千里中央訪問介護事業所	豊中市新千里南町3-1-33 アネックス千里203
		スーパー・コート 新石切訪問介護事業所	東大阪市中石切町4-11-23-105
		スーパー・コート プレミアム池田訪問介護事業所	池田市井口堂3-1-9
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	あり	スーパー・コート 箕面小野原訪問看護ステーション	箕面市小野原東5-8-44 コーポSASAGAWA102号
		スーパー・コート 堺神石訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-25 コートロッジパートⅠ 107号
		オリーブ・南千里 訪問看護ステーション	吹田市千里山西6-56-3
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	スーパー・コート大阪城公園	大阪市城東区鴫野西2-19-28
		スーパー・コート平野	大阪市平野区長吉長原4-15-24
		スーパー・コート堺	堺市北区百舌鳥赤畑町4-341-1
		スーパー・コート堺神石	堺市堺区神石市之町7-28
		スーパー・コート大東	大東市扇町13-1
		スーパー・コート堺神石2号館	堺市堺区神石市之町19-27
		スーパー・コート三国	大阪市淀川区新高4-4-7
		スーパー・コート高槻	高槻市南庄所町14-4
		スーパー・コート東淀川	大阪市東淀川区大道南1-6-28
		スーパー・コート東大阪高井田	東大阪市森河内西1-26-21
		スーパー・コート高槻城内	高槻市城内町1-24
		スーパー・コート今里	大阪市東成区大今里西2-8-22
		スーパー・コート堺白鷺	堺市中区新家町531-1
		スーパー・コート東住吉2号館	大阪市東住吉区西今川4-17-13
		スーパー・コート八尾	八尾市北龜井町3-2-31
		スーパー・コート住之江	大阪市住之江区新北島8-1-63
		スーパー・コート茨木彩都	茨木市彩都やまぶき2-5-36
福祉用具貸与	あり	スーパー・コート 福祉用具事業所	大阪市西区西本町1-7-7 CE西本町ビル4階
特定福祉用具販売			

<地域密着型サービス>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	スーパー・コート東住吉 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	大阪市東住吉区西今川4-30-21 ノースピュアコート101
		スーパー・コート東大阪 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	東大阪市友井2-15-34 C101
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	スーパー・コート ケアプランセンター	大阪市西区西本町1-7-7 CE西本町ビル4階

<居宅介護予防サービス>

介護予防訪問介護	あり	スーパー・コート 門真訪問介護事業所	門真市末広町34-29 ロイヤルハイツ三喜206
		スーパー・コート 高石訪問介護事業所	高石市高師浜4-1-22
		スーパー・コート 松原訪問介護事業所	松原市松ヶ岡1-6-11 ハイツ松ヶ岡201
		スーパー・コート 箕面小野原訪問介護事業所	箕面市西宿3-6-16 箕面II番館1階1-D
		スーパー・コート 東大阪みと訪問介護事業所	東大阪市友井2-15-34 C101
		スーパー・コート 吹田訪問介護事業所	吹田市山手町4-14-6 山手式番館101
		スーパー・コート 豊中桃山台訪問介護事業所	豊中市寺内2-13-4-303
		スーパー・コート 千里中央訪問介護事業所	豊中市新千里南町3-1-33 アネックス千里203
		スーパー・コート 新石切訪問介護事業所	東大阪市中石切町4-11-23-105
		スーパー・コート プレミアム池田訪問介護事業所	池田市井口堂3-1-9
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	あり	スーパー・コート 箕面小野原訪問看護ステーション	箕面市小野原東5-8-44 コーポSASAGAWA102号
		スーパー・コート 堺神石訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-25 コートロッジパートI 107号
		オリーブ・南千里 訪問看護ステーション	吹田市千里山西6-56-3
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	スーパー・コート大阪城公園	大阪市城東区鴫野西2-19-28
		スーパー・コート平野	大阪市平野区長吉長原4-15-24
		スーパー・コート堺	堺市北区百舌鳥赤畠町4-341-1
		スーパー・コート堺神石	堺市堺区神石市之町7-28
		スーパー・コート大東	大東市扇町13-1
		スーパー・コート堺神石2号館	堺市堺区神石市之町19-27
		スーパー・コート三国	大阪市淀川区新高4-4-7
		スーパー・コート高槻	高槻市南庄所町14-4
		スーパー・コート東淀川	大阪市東淀川区大道南1-6-28
		スーパー・コート東大阪高井田	東大阪市森河内西1-26-21
		スーパー・コート高槻城内	高槻市城内町1-24

介護予防特定施設入居者生活介護	あり	スーパー・コート今里	大阪市東成区大今里西2-8-22
		スーパー・コート堺白鷺	堺市中区新家町531-1
		スーパー・コート東住吉2号館	大阪市東住吉区西今川4-17-13
		スーパー・コート八尾	八尾市北龜井町3-2-31
		スーパー・コート住之江	大阪市住之江区新北島8-1-63
		スーパー・コート茨木彩都	茨木市彩都やまぶき2-5-36
介護予防福祉用具貸与	あり	スーパー・コート 福祉用具事業所	大阪市西区西本町1-7-7 CE西本町ビル4階
特定介護予防福祉用具販売			

<地域密着型介護予防サービス>

介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		

<介護保険施設>

介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス 料金※（税抜）	備 考	
介護サービス	食事介助	あり	介護報酬に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	介護報酬に含む	
	おむつ代	あり	実費	
	入浴（一般浴）介助・清拭	あり	介護報酬に含む	
	特浴介助	あり	介護報酬に含む	
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	介護報酬に含む	
	機能訓練	あり	介護報酬に含む	
	通院介助	あり	4,000円／時間	茨木市内・茨木市近隣
生活サービス	口腔衛生管理	あり	介護報酬に含む	
	居室清掃	あり	介護報酬に含む	1回/週 並びに必要時
	リネン交換	あり	介護報酬に含む	1回/週 並びに必要時
	日常の洗濯	あり	介護報酬に含む	2回/週 並びに必要時
	居室配膳・下膳	あり	介護報酬に含む	感染症等、食堂での摂食が不可の場合
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	あり	管理費に含む	1回/日
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	訪問理美容
	買い物代行	あり	実費	1回/週 臨時の買い物時 実費+200円
	役所手続代行	あり	4,000円／時間	必要時
健康管理サービス	金銭・貯金管理	なし		
	定期健康診断	あり	介護報酬に含む	2回/年（機会提供）
	健康相談	あり	介護報酬に含む	随時
	生活指導・栄養指導	あり	介護報酬に含む	必要時
	服薬支援	あり	介護報酬に含む	必要時
入退院のサービス	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	介護報酬に含む	随時
	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	なし		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	あり	月額費用に含む	1回/週

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添4) 介護保険自己負担額

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 (1割負担の場合)	自己負担分／月 (2割負担の場合)	自己負担分／月 (3割負担の場合)
要支援1	183単位/日	57,370円	5,737円	11,474円	17,211円
要支援2	313単位/日	98,125円	9,813円	19,625円	29,438円
要介護1	542単位/日	169,917円	16,992円	33,984円	50,976円
要介護2	609単位/日	190,921円	19,093円	38,185円	57,277円
要介護3	679単位/日	212,866円	21,287円	42,574円	63,860円
要介護4	744単位/日	233,244円	23,325円	46,649円	69,974円
要介護5	813単位/日	254,875円	25,488円	50,975円	76,463円
個別機能訓練加算 (I)	12単位/日	3,762円	377円	753円	1,129円
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	209円	21円	42円	63円
夜間看護体制加算 (I)	18単位/日	5,643円	565円	1,129円	1,693円
夜間看護体制加算 (II)	9単位/日	2,821円	283円	565円	847円
協力医療機関連携加算(I)	100単位/月	1,045円	105円	209円	314円
協力医療機関連携加算(II)	40単位/月	418円	42円	84円	126円
看取り介護加算(I) (死亡日以前31日以上45日 以下)	72単位/日	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
看取り介護加算(I) (死亡日以前4日以上30日以 下)	144単位/日	40,629円	4,063円	8,126円	12,189円
看取り介護加算(I) (死亡日以前2日又は3日)	680単位/日	14,212円	1,422円	2,843円	4,264円
看取り介護加算(I) (死亡日)	1,280単位/日	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円
看取り介護加算(I) (看取り介護一人当り)	(最大7,608単位/円)	(最大79,503円)	(最大7,951円)	(最大15,901円)	(最大23,851円)
看取り介護加算(II) (死亡日以前31日以上45日 以下)	572単位/日	89,661円	8,967円	17,933円	26,899円
看取り介護加算(II) (死亡日以前4日以上30日以 下)	644単位/日	181,704円	18,171円	36,341円	54,512円
看取り介護加算(II) (死亡日以前2日又は3日)	1,180単位/日	24,662円	2,467円	4,933円	7,399円
看取り介護加算(II) (死亡日)	1,780単位/日	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円
看取り介護加算(II) (看取り介護一人当り)	(最大30,108単位/円)	(最大314,628円)	(最大31,463円)	(最大62,926円)	(最大94,389円)
認知症専門ケア加算 (I)	3単位/日	940円	94円	188円	282円
認知症専門ケア加算 (II)	4単位/日	1,254円	126円	251円	377円

サービス提供体制強化加算（I）	22単位/日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
サービス提供体制強化加算（II）	18単位/日	5,643円	565円	1,129円	1,693円
サービス提供体制強化加算（III）	6単位/日	1,881円	189円	377円	565円
介護職員等処遇改善加算（I）～（V）	(II) ((介護予防) 特定施設入居者生活介護費+加算単位数) × 12.8%				
入居継続支援加算（I）	36単位/日	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
入居継続支援加算（II）	22単位/日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
身体拘束廃止未実施減算	介護度に応じた1日の単位数から10%減算（例：要介護1の場合、-53単位/日）				
生活機能向上連携加算（I）	100単位/月	1,045円	105円	209円	314円
生活機能向上連携加算（II）	200単位/月	2,090円	209円	418円	627円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	37,620円	3,762円	7,524円	11,286円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	209円	21円	42円	63円
退院・退所時連携加算	30単位/日	9,405円	941円	1,881円	2,822円
退居時情報提供加算	250単位/回	2,612円	262円	523円	784円
A D L維持等加算（I）	30単位/月	313円	32円	63円	94円
A D L維持等加算（II）	60単位/月	627円	63円	126円	189円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	418円	42円	84円	126円
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	10単位/月	104円	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算（II）	5単位/月	52円	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費（月1回連続5日を限度）	250単位/日	2,612円	262円	523円	784円
生産性向上推進体制加算（I）	100単位/月	1,045円	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算（II）	10単位/月	104円	11円	21円	32円

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、（I）は算定できず、（II）を算定する場合は100単位を算定する。

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		5,737円	98,125円	169,917円	190,921円	212,866円	233,244円	254,875円
自己負担	(1割の場合)	6,544円	10,620円	17,799円	19,900円	22,094円	24,132円	26,295円
	(2割の場合)	13,085円	21,236円	35,595円	39,796円	44,185円	48,260円	52,586円
	(3割の場合)	19,627円	31,854円	53,392円	59,693円	66,276円	72,390円	78,879円

・本表は、個別機能訓練加算(Ⅰ)及び夜間看護体制加算(Ⅱ)協力医療機関連携加算(Ⅰ)科学的介護推進体制加算を算定の場合の例です。

介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

選択→ 5級地 10.45円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用			1日あたり(円)		30日あたり(円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料	
要支援1	183	1,912	192	57,370	5,737		
要支援2	313	3,270	327	98,125	9,813		
要介護1	542	5,663	567	169,917	16,992		
要介護2	609	6,364	637	190,921	19,093		
要介護3	679	7,095	710	212,866	21,287		
要介護4	744	7,774	778	233,244	23,325		
要介護5	813	8,495	850	254,875	25,488		
			1日あたり(円)		30日あたり(円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用料	利用料	利用料	算定回数等
個別機能訓練加算(Ⅰ)	あり	12	125	13	3,762	377	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	なし						
夜間看護体制加算	(Ⅱ)	9	94	10	2,821	283	
協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	100	-	-	1,045	105	1月につき
看取り介護加算	(Ⅰ)	72	752	76	-	-	死亡日以前31日以上45日以下(最大)
		144	1,504	151	-	-	死亡日以前4日以上30日以下(最大27)
		680	7,106	711	-	-	死亡日以前2日又は3日(最大2日間)
		1,280	13,376	1,338	-	-	死亡日
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	なし						
介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数(特定処遇改善加算を除く) × 12.2%					
入居継続支援加算	なし						
身体拘束廃止未実施減算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,254	126	37,620	3,762	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし						1回につき
退院・退所時連携加算	なし						
退去時情報連携加算	なし						1回につき
A D L維持等加算	なし						1月につき
科学的介護推進体制加算	あり	40			418	42	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	なし						1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	なし						1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき(1月1回連続する5日間を限度)
生産性向上推進体制加算	なし						1月につき

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
入居継続支援加算(Ⅰ)(★)	36	376円	38円	76円	113円	1日につき
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能訓練加算を算定の場合(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定、この場合の(Ⅱ)は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	
ADL維持等加算(Ⅰ)(★)	30	313円	32円	63円	94円	
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円	
夜間看護体制加算(Ⅰ)(★)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
協力医療機関連携加算	40	418円	42円	84円	126円	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき

退院・退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円	
看取り介護加算(Ⅰ)(★)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上 45日以下
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上 30日以下
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び 前々日
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	死亡日以前31日以上 45日以下
	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上 30日以下
	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	死亡日の前日及び 前々日
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	死亡日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月に1回、連続する5 日を限度
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	62円	7円	13円	19円	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数[※] 122/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	6,544	10,620			
	(2割の場合)	13,085	21,236			
	(3割の場合)	19,627	31,854			
介護報酬	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
自己負担	(1割の場合)	17,799	19,900	22,094	24,132	26,295
	(2割の場合)	35,595	39,796	44,185	48,260	52,586
	(3割の場合)	53,392	59,693	66,276	72,390	78,879

・上記見積もりは、個別機能訓練加算(Ⅰ)、夜間看護体制加算(Ⅱ)、協力医療機関連携加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算を含んでいます。

介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担額については別途必要となります。

・1か月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

・若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

・科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えるように支援した場合に算定します。

・介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。